



福島医発第 942 号 (地)

令和 4 年 7 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

NIPT 等の出生前検査の適切な運用について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、NIPT 等の出生前検査につきましては、「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書が取りまとめられている旨、令和 3 年 7 月 5 日付福島医発第 1091 号 (地) にて貴会宛てご連絡しているところです。

今般、同報告書を踏まえ、日本医学会に設置された「出生前検査認証制度等運営委員会」において、「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設 (医療機関・検査分析機関) 認証の指針」が策定されました。本指針に基づき、NIPT を実施する医療機関及び検査分析機関の認証について、令和 4 年 7 月 1 日より運用が開始されることから、別添のとおり厚生労働省子ども家庭局母子保健課より日本医師会を通じて、NIPT 等の出生前検査の適切な運用について周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

記

○NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設 (医療機関・検査分析機関) 認証の指針

https://jams.med.or.jp/news/061_2_2.pdf

○運営委員会ウェブサイト

<https://jams-prenatal.jp/>

○専門委員会報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783387.pdf>

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第610号（健Ⅱ）
令和4年6月22日

都道府県医師会担当理事 殿

日本医師会常任理事
渡 辺 弘 司
(公 印 省 略)

NIPT等の出生前検査の適切な運用について

NIPT等の出生前検査につきましては、「NIPT等の出生前検査に関する専門委員会」の報告書が取りまとめられ、「出生前検査に対する見解・支援体制について」（令和3年6月15日付（健Ⅱ151））にて貴会宛てご連絡申し上げております。

今般、NIPT等の出生前検査に関する専門委員会の報告書を踏まえ、日本医学学会に設置された「出生前検査認証制度等運営委員会」において、「NIPT等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針」が策定されました。本指針に基づき、NIPTを実施する医療機関及び検査分析機関の認証について、令和4年7月1日より運用が開始されることから、厚生労働省より、NIPT等の出生前検査の適切な運用について、本会宛周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、NIPT等の出生前検査の適切な運用について、貴会管下郡市区医師会及び関係医療機関等への周知協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

子母発第 0617 第 1 号

令和 4 年 6 月 17 日

別記団体の長 殿

厚生労働省子ども家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

NIPT 等の出生前検査の適切な運用について (依頼)

平素より、母子保健行政等に格別の御配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

NIPT (Non Invasive Prenatal Testing、非侵襲性出生前遺伝学的検査) 等の出生前検査につきましては、令和 3 年 5 月に厚生科学審議会科学技術部会に設置された「NIPT 等の出生前検査に関する専門委員会」(以下「専門委員会」という。)の報告書がとりまとめられ、「出生前検査に対する見解・支援体制について」(令和 3 年 6 月 9 日付け子母発 0609 第 1 号・障障発 0609 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局母子保健課長・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知)において、各自治体に妊娠・出産に関する包括的な支援の一環としての情報提供等を依頼したところです。

この度、専門委員会の報告書を踏まえて設置された日本医学会「出生前検査認証制度等運営委員会」において、当該委員会が策定した「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設(医療機関・検査分析機関)認証の指針」に基づき、NIPT を実施する医療機関及び検査分析機関が認証され、令和 4 年 7 月 1 日より運用が開始されます。

貴団体におかれましては、NIPT 等の出生前検査の適切な運用及び妊娠・出産に関する包括的な支援に向け、下記の点を踏まえ、「NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設(医療機関・検査分析機関)認証の指針」の内容について御了知いただくとともに、会員、関係者等に周知の上、自ら検査、診断を行う場合には遵守していただくよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査」の指針等について(依頼)(平成 25 年 3 月 13 日付け雇児母発 0313 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)については、今後、連携施設の認証により認証制度が完全運用され、(公社)日本産科婦人科学会の「母体血を用いた新しい出生前遺伝学的検査の指針」の廃止(本年中を予定)をもって廃止することとします。

記

1. NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針について

専門委員会の報告書において、「幅広い関係者が参画する形で、NIPT 等実施施設等の認証制度を新設すべき」とされたことを受け、令和 3 年 11 月に日本医学会に出生前検査認証制度等運営委員会（以下「運営委員会」という。）が設置された。

運営委員会の下に、情報提供、施設認証、検査精度評価のためのワーキンググループが設置され、幅広い関係者で議論を重ね、令和 4 年 2 月に NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針が策定された。同指針は、日本医学会として、NIPT の実施のために必要な情報提供や施設認証の在り方を示し、出生前検査に関わる者が遵守すべきものとされており、令和 4 年 2 月 25 日に開催された第 7 回専門委員会にも報告し、今後も同専門委員会で実施状況を確認する予定である。

学会関係者に関わらず、検査に関わる全ての学術団体、医学研究機関、医療機関、臨床検査会社、遺伝子解析施設、遺伝子解析の仲介会社、健康関連企業等の皆様にも、同指針を尊重して対応いただくことが必要と考えている。

○ NIPT 等の出生前検査に関する情報提供及び施設（医療機関・検査分析機関）認証の指針

https://jams.med.or.jp/news/061_2_2.pdf

○ 運営委員会ウェブサイト

<https://jams-prenatal.jp/>

○ 専門委員会報告書

<https://www.mhlw.go.jp/content/000783387.pdf>

以上

(別記)

公益社団法人	日本医師会
日本医学会	
公益社団法人	日本産科婦人科学会
公益社団法人	日本産婦人科医会
公益社団法人	日本小児科学会
公益社団法人	日本小児科医会
一般社団法人	日本人類遺伝学会
公益社団法人	日本看護協会
公益社団法人	日本助産師会
全国保健師長会	
一般社団法人	日本衛生検査所協会